

## 意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

### 1 規則等の案の題名

静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱の一部改正案について

### 2 意見公募手続を実施した期間

令和3年1月18日（月）から令和3年2月17日（水）まで

### 3 提出された意見の件数

6件（6名）

### 4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果及び理由
1	<p>「定義の表記の一部変更」 「関係法令改正に伴う内容変更等」</p> <p>現行法に沿った内容に変更することはいいことだと思う。齟齬が生じた場合は迅速に対応してほしい。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、齟齬が生じた場合の対応については、迅速に対応をしていきます。</p>
2	<p>「適用除外の区域の変更について」</p> <p>要件の緩和だと思うので、概ね歓迎。ただし、開発許可の手続が煩雑になったり、時間がかかるようになることが懸念される。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、今回の改正により開発許可の手続が煩雑になることはありません。開発許可の手続は今までどおり変更ありません。</p>
3	<p>「全般」</p> <p>この指導要綱改正案は概ね妥当な改正案になっていると考えられます。むしろ、改正に係る取り組みが遅いと感じられます。改正により事業者の負担軽減及び事務手続の簡素化が図れるのであればそれは迅速に進めるべきであり、それにより、行政側の処理の効率化も図れると思います。今後はよりスピード感のある対応をお願いしたいと思います。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、今後法令の改正等がある場合は、スピード感をもって対応をしていきます。</p>

	提出された意見	考慮の結果及び理由
4	<p>たまたまホームページを見ていたところ意見募集との記載がありましたので応募いたします。現在の指導要綱は昭和49年に策定されたものを準用し、平成15年4月に策定との記載がありましたが、昭和49年からというと47年程経過しており、また平成15年の合併からも18年ほど経過しておりますので現在の状況に見合った内容に改正するのが良いと思います。静岡で60年以上暮らしていますが、以前から少し保守的な街と感じていましたので、改正につきましては概ね歓迎します。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>「個別基準の削減について」</p> <p>宅地造成ならびにその他の開発事業に従事している者です。開発案件は静岡市に限らず静岡県外も含め多岐に渡りますが、静岡市HPにて静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱が改正されることを知りましたのでコメントさせていただきました。業務上あらゆる場所で開発事業を手がけていますが、自治体によってはすでに個別基準は削除されているところもあります。自治体の規模や自然環境など理由は様々でしょうが、個別基準の内容とその他の法律が重複していることもひとつの理由かと思います。事業者としては申請業務にあたり二度手間感を覚えることもありましたので、このたびの静岡市土地利用事業指導要綱の改正につきましては賛成したいと思います。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>

	提出された意見	考慮の結果及び理由
6	<p>「指導要綱における個別基準の削除」</p> <p>個別基準を削除して、一般基準（+関係法令）により指導していくということではありますが、改正理由①に書かれているように、関係法令だけではすべての個別基準による指導要綱には足りないということですので、開発の抜け道にならないよう十分に注意が必要であると考えます。静岡市全域において、良好な生活環境が確保され続けていくように、しっかりとした指導を今後お願い致します。</p>	<p>今回の改正案に対する修正の御意見ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。なお、今回の改正により開発の抜け道になることはありませんが、今後もしっかりとした指導を行っていきます。</p>